



一般財団法人
日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation



一般財団法人日欧産業協力センター レポート

欧州 グリーンディール EU Policy Insights

Vol.19 2022年10月

〒108-0072
東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281
FAX: 03-6408-0283

E-MAIL :
eujp-info@eu-japan.or.jp

- 本レポートのバックナンバーはこちらからご覧いただけます。
<https://www.eu-japan.eu/ja/eu-policy-insights>
- 本レポートは、執筆者の個人的見解に基づき作成されたものであり、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本資料の記述箇所についてのお問い合わせは以下にお願いいたします。 eujp-info@eu-japan.or.jp

Vol.19

2022年10月

サステナビリティ情報の開示・報告に関するEU規制動向 – 任意開示から義務化へ (1)

主席研究員 新開裕子

要旨

- EUでは、企業のサステナビリティ情報開示規制の強化に向けた動きが進行中。
- 欧州委員会は2021年4月、現行の非財務情報開示指令（NFRD）を一新し、開示義務強化・適用範囲拡大を行う新たな規制として、「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」案を提案。
- CSRD案を審議するEU理事会(閣僚理事会)と欧州議会は、2022年6月、暫定的な政治合意に達したと発表。今後、正式な承認手続きを経た後に発効、加盟国内で法制化され、適用開始の流れ。
- CSRD案は大きな制度枠組みを決めるものであり、具体的な開示基準の詳細は、欧州委員会の委託を受けた諮問グループ（EFRAG）が策定することになっている。2022年4月、EFRAGは欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の草案を発表。11月に欧州委員会宛てに最終案（第一弾）を提出する予定。
- CSRD案では、EU域内に子会社を有する一定規模以上の域外企業も適用対象に含まれているため、日本でもグローバル企業を中心に規制対応が急務となっている。EU域内企業については中小企業を含む全ての上場企業（除く零細企業）に段階的に適用拡大される予定。

現行のEU非財務情報開示指令：Non-Financial Reporting Directive

EUでは現在、「非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令」（NFRD: Non-Financial Reporting Directive(*1)）により、一定規模以上の企業は、年次報告書であるマネジメント・レポートでの非財務情報の開示を義務付けられている。対象になる企業は、EU域内に設立された従業員500名以上の上場大企業等（large undertakings）で、開示項目としては、環境、社会、雇用、人権の尊重、汚職・贈収賄の防止等に関連する事項が定められている。NFRDを受け、各加盟国は2017年1月1日以降に開始する会計期間より適用開始となるよう国内法制化を行うことが求められた。

NFRD制定当時の政策背景

ここで、NFRDが制定された2014年、つまりパリ協定前のEUの政策潮流を少し振り返ってみよう。当時は、企業の長期的な発展と環境保護・社会的正義への貢献とを結びつけるといったCSR（Corporate Social Responsibility）の発想でESG情報の開示が求められていた。2011年10月に欧州委員会からCSR戦略(*2)が出され、2013年2月にはCSR関連の欧州議会決議(*3)が採択された。さらに欧州議会は、欧州委員会に対し、企業のCSR情報開示を促進するためEUレベルで制度枠組みを整備する立法提案を行うよう要求。こういった政策背景に応じて制定されたNFRDは、CO2排出量の算定や削減量のコミットが当たり前になった「ポスト・欧州グリーンディール」の現在とは異なる環境下における、より柔軟で自主的な非財務情報開示ルールだったといえよう。

また、NFRDは、対象企業の範囲が従業員500名以上の大企業に限られている。2010年前後のEUでは、“Think small first”原則を掲げる中小企業憲章（Small Business Act for Europe(*4)）が制定されるなど、中小企業を取り巻く事業環境を改善するため、様々な中小企業保護・支援策や規制対応負荷を減らす努力が積極的に行われていた。このような中、欧州理事会は2011年3月、中小企業の開示に関わる負担軽減をEU・加盟国レベルで求め、非財務情報開示義務についても一定規模以上の大企業のみ適用されることとなった。

パリ協定以降のガイドライン制定の動き

2015年のパリ協定合意以降、より野心的な気候変動対策が求められるようになり、企業のグリーン移行を牽引するための投資環境整備が急務となった。これに対応するため、2018年3月、欧州委員会はサステナブルファイナンスに関するアクションプランを採択。EUタクソノミー、EUグリーンボンド基準等の制定に加え、サステナビリティ情報開示ルールの強化が盛り込まれた。

開示ルール強化の一手として、NFRDに基づく非財務情報開示のKPI等を定めた既存の欧州委ガイドライン(*5)を見直すこととなった。見直しにあたっては、欧州委員会下のサステナブルファイナンスに関する技術専門家グループ（TEG：Technical Expert Group on Sustainable Finance）が具体的な手法を開発することとされ、これが2019年9月に公開された「気候関連ベンチマークとESG開示に関するレポート（最終版）」(*6)である。

TEGレポートは、グリーン投資家が参照するための企業のサステナビリティ開示について明確なベンチマークと開示手法を示した。具体的には、EU Climate Transition Benchmark (EU CTB)とEU Paris-aligned Benchmark (EU PAB)という2つのベンチマーク群ごとに要件を設定し、それぞれCO2排出削減率やスコープ3への移行時期等を定めている。EU CTBが機関投資家のコアのアセット・アロケーションのための参考情報を提供する目的である一方、EU PABのほうは野心的な気候変動対策目的の投資ストラテジーをサポートすることを目的とし、より厳しい要求基準が設定されている。

しかし、これらガイドラインに法的拘束力はなく、TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosure）等の国際的に認められた開示基準から企業が選択することができる。また、独立した第三者による監査・保証も義務ではない(*7)ため、ESGに関する誇張や虚偽開示、いわゆるグリーンウォッシングの問題がつきまとう。現行のNFRDは、開示項目や適用範囲が不十分といった課題が指摘されるが、上記のような経緯を踏まえれば、規制強化と義務化の流れは必然かつ不可逆的であることが理解されよう。

任意の開示ガイドラインから法的義務化へ（CSRD）

2019年12月、欧州委員会は欧州グリーンディールを発表し、2030年までのGHG排出55%削減（1990年比）、2050年までの気候中立達成を掲げた。欧州グリーンディールでは、EUタクソノミー（本レポート連載2022年1月号および2月号参照）を中核とする大きな潮流の中で、NFRDを一新し、サステナビリティ情報の開示基準強化と適用範囲の拡大に向けた新たな規制の制定が盛り込まれた。その規制の案が2021年4月に欧州委員会から提案された「企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）」案(*8)である。2021年7月には、上述のアクションプラン（2018年発表）を改訂した「サステナブルな社会に向けたトランジション戦略」を発表。トランジションファイナンスの推進や、国際的なサステナビリティ開示基準へのEUの影響強化を図るとした。

CSRD案の概要

対象企業と適用開始時期

CSRD案に基づく対象企業と適用時期は下表のとおり。

EU域内の大企業および上場企業（除く零細企業）に対し、2024年1月1日以降に始まる会計年度から段階的に適用される。欧州委員会によれば、NFRDでは約1.1万社だった適用企業がCSRDでは約5万社に拡大するという。

EU域外企業についても、EU域内で過去2期連続して1.5億ユーロ超の売上（net turnover）がある場合で、かつ、①大企業に該当するかEU市場に上場しているEU子会社を有する場合、または、②40百万ユーロ超の売上があるEU支店を有する場合には、2028年以降適用開始となる予定（域外適用基準は今後採択）。尚、第三国に所在する親会社（例えば日本本社）がCSRDまたはCSRDと同等と評価される基準に基づいてサステナビリティ開示を行い、第三者保証を受けている場合、EU子会社・支店はCSRD報告を免除される。

適用企業類型	適用時期	判定基準※
NFRD適用企業	2024年1月1日	すでにNFRD適用対象となっている企業
NFRD適用でない大企業	2025年1月1日	大企業とは、(a) 総資産20百万ユーロ以上、(b) 純売上高40百万ユーロ以上、(c) 平均従業員数250名以上のうち、2以上の条件を満たす企業
上場中小企業	2026年1月1日	中企業とは、(a) 総資産20百万ユーロ、(b) 純売上高40百万ユーロ、(c) 平均従業員数250名 のうち、2以上の基準を超えない企業
未上場中小企業	無（自主的で簡略化された開示基準を別途検討）	小企業とは、(a) 総資産4百万ユーロ、(b) 純売上高8百万ユーロ、(c) 平均従業員数50名 のうち、2以上の基準を超えない企業
零細企業	無	零細企業とは、(a) 総資産35万ユーロ、(b) 純売上高70万ユーロ、(c) 平均従業員数10名 のうち、2以上の条件を超えない企業

※企業類型の定義はAccounting Directive (2013/34/EU)の第3条による。

主な開示項目

CSRDは大きな制度枠組みを決めるものであり、具体的な開示項目や基準は、欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）が策定することになっている。その動向が注視される中、2022年4月、EFRAGは「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」の中間草案を発表（*9）、8月8日までパブコメを実施した。11月に欧州委員会宛てに最終案（第一弾）を提出する予定。

4月のESRS草案によれば、開示項目は、全般的原則、および、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）で構成されるセクター共通基準が含まれ、合計で136の開示項目が提案されている。ESRSの詳細については、最終案公表後に改めて解説することにしたい。CSRD案では、NFRDにおいて任意であった第三者保証が義務化されている。独立した第三者の監査人、認証機関が企業のサステナビリティ開示内容についてEU基準への準拠を保証することが必要となる。保証のレベルについて、当初は限定的保証だが、段階的に限定的保証よりも保証水準の高い合理的保証に移行していくことが想定されている。

ダブル・マテリアリティ原則

開示における重要性（マテリアリティ）原則については、国際的に様々な議論がある。現在、グローバルな非財務報告の基準統一化の動きが加速している。IFRS財団は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立し、サステナビリティ情報の開示に関する基準（S1）および気候関連開示基準（S2）の発行に向けた検討を進めている。IFRS・ISSB基準では、環境が企業財務や企業価値に与える影響、つまり投資家の投資判断のために必要な情報にフォーカスするシングル・マテリアリティをベースとしている（*10）。

一方、EUは、「気候→企業」、「企業→気候」という双方向のインパクトに注目し、「気候変動が企業に与えるインパクト」に加えて「企業が気候変動に与えるインパクト」を報告するダブル・マテリアリティ原則を採用。この考え方はEUのサステナビリティ開示制度を貫く重要な思想である。投資家のみならず、社会・環境といった広範囲のステークホルダーを含むこの概念は、情報開示範囲を拡大するもので、EUは、CSRD案でもダブル・マテリアリティ（Financial Materiality と Impact Materiality）を要求している。

シングルかダブルかという概念的な議論はあまり意味がなく投資家にとってマテリアルな情報を開示するという本質的な原則が重要と思われるが、EUは、国際的なルール形成において、ダブル・マテリアリティの主流化を狙う独自の動きを強めている。

このようなEUの動きに対し、2022年9月9日、WBCSD（World Business Council for Sustainable Development）（*11）は欧州委員会宛に書簡（*12）を提出。ESRSの草案で使われる用語や定義がグローバルなISSB基準と整合しておらず企業の間で混乱を招いていると指摘した上で、EUはダブル・マテリアリティの概念について国際基準と整合的な定義を行い、例示的ガイダンスを提供すべきだと主張。議論が続いている。

立法プロセスと今後のステップ

CSRD案は、通常立法手続（COD）で三読会制。2021年4月に欧州委員会が提案を採択した後、ECBと経済社会評議会（Economic Social Committee）の諮問を経て、6月21日、理事会はCSRD案について欧州議会との間で暫定合意に達したと発表（*13）。この政治的合意は今後正式な立法手続きを経る必要があるが、正式承認後、EU官報（Official Journal）に掲載された20日後に発効することとなる。欧州委員会は、年内の成立を目指すとしている。CSRDはEU二次法のうち「指令（Directive）」であるから、EUレベルでの成立後に各加盟国における国内法制化が必要。

日本企業のサステナビリティ開示の状況

日本でもグローバル企業を中心に、サステナビリティレポート等の任意開示書類でサステナビリティやESGに関する情報開示が進んでいる。また、日本は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）賛同企業数が世界で最も多く（2022年10月24日現在、1,062社・機関）、自主的に開示を行う企業がますます増えている。

GHG 排出量に関しては、EUのみならず、ISSB の気候関連開示基準案や米国SEC の気候関連開示規則案において開示が求められるなど国際的に重要な指標として認識され、投資家にとっても参考指標と位置づけられる一方、確立した算定・開示ルールがない中、開示に積極的な多くの日本企業は世界経済人会議（WBCSD）のGHGプロトコルや国内のGHG算定マニュアル等を参考に対応している状況。

他方、事業特性に応じたESG関連KPIの設定や結果評価の不十分さ、ESG が経営戦略や事業戦略に落とし込まれていないといった課題も指摘される（*14）。

CSRDの日本企業への影響は、CSRD適用対象EU子会社を有する場合の実務対応という直接的な影響にとどまらない。より長期的に見れば、世界のグリーン投資マネー調達を巡る競争環境において、CSRDの厳しい開示要求に対応した欧州企業と比べ、自主的開示が主流の日本企業が投融資先として劣後する事態が懸念される。

金融機関自身もEUのSFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）（*15）に基づき投融資先企業のサステナビリティ情報を開示する義務を負う。そのためCSRDに準拠した比較可能で信頼性の高い情報開示企業を投資先として選好するインセンティブが金融機関側に働く可能性がある。グローバル金融システムのグリーン化が進展する中、投資資金誘導効果と世界の開示ルール形成における主導権獲得がEUのサステナブルファイナンス戦略の狙いのひとつであることを踏まえれば、TCFDやIFRS基準等の国際基準とともに、EU開示基準の動向を注視することが重要と思われる。

以上

欧州グリーンディール

EU Policy Insights Vol.19

注

(*1) Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups

(*2) 欧州委員会コミュニケーション'A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility'

(*3) 欧州議会決議 'Corporate Social Responsibility: accountable, transparent and responsible business behaviour and sustainable growth' および 'Corporate Social Responsibility: promoting society's interests and a route to sustainable and inclusive recovery'

(*4) COM(2008) 394 final, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, "Think Small First" A "Small Business Act" for Europe

(*5) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, Guidelines on non-financial reporting (methodology for reporting non-financial information), 2017/C 215/01

(*6) TEG Final Report on Climate Benchmarks and Benchmarks' ESG Disclosures, September 2019

(*7) EUレベルでは任意としているが、各加盟国が独立した第三者保証機関による認証 (verify) を求める国別ルールを設けることは制限していない。

(*8) COM/2021/189 final, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting

(*9) EFRAGウェブサイト<https://www.efrag.org/lab3#subtitle6> (2022年10月29日アクセス)

(*10) ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて各国特有の開示事項や要件を追加するビルディングブロックアプローチ。

(*11) WBCSDは、WRI (World Resources Institute) とともにGHGプロトコルを開発した団体。

(*12) Letter to the EU Commission on European Sustainability Reporting Standards (<https://www.wbcsd.org/Overview/News-Insights/General/News/Letter-to-the-EU-Commission-on-European-Sustainability-Reporting-Standards>) 2022年9月13日掲載、10月29日アクセス

(*13) Council of the EU Press release 21 June 2022, New rules on corporate sustainability reporting: provisional political agreement between the Council and the European Parliament

(*14) 一般社団法人ESG情報開示研究会「ESG 情報開示研究会 活動報告書 2022」

(*15) Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector